

令和 7 年度 総領地域

狂犬病予防集合注射を実施します

【問合せ】

庄原市役所総領支所
地域振興室
産業建設係
TEL：88－3065

犬の所有者には、狂犬病予防法によって、生後 91 日以上の犬の登録と、年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

令和 7 年度総領地域では、狂犬病予防集合注射を 5 月 23 日（金）に実施します。お住まいの地域の近くを回りますので、是非この機会をご利用下さい。犬の新規登録も受け付けます。

◆会場及び時間は、裏面をご覧ください。また、市のホームページにも日程を掲載しています。

◆すでに飼い犬の登録がお済みの所有者には、お知らせの文書（狂犬病予防注射通知書兼申請書）を送付しますので、会場へお越しの際には必ずご持参ください。

☆料金及び手数料（会場で支払ってください）

新規登録と予防注射の場合 一頭につき 6,100 円

予防注射のみの場合 一頭につき 3,100 円

※料金は事前によく確認し、つり銭が要らないようにご協力をお願いします。

集合注射が受けられない場合には

個別に動物病院にて狂犬病予防注射を受けてください。

受診後、動物病院にて注射済証明書を受け取り、必ず市役所環境政策課若しくは各支所地域振興室・産業建設室で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。（注射済票の交付には注射済証明書と手数料 550 円が必要です）

※市内の動物病院では狂犬病予防注射済票の交付及び登録の手続きを一括して受けられます。

※犬の登録がない場合や犬の所在地が庄原市にない場合は、狂犬病予防注射済票を交付することができませんのでご注意ください。

※犬の鑑札及び注射済票の飼い犬への装着は、法律により義務付けられています。

犬に関する届出のお願い

○狂犬病予防法により、犬の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射を受けることは飼い主の義務です。登録には「犬の名前、種類、性別、生年月日、毛色、避妊手術の有無、及び飼い主の氏名、住所（犬を別の場所で飼っている場合は犬の所在地）」が必要です。登録手数料は一頭につき 3,000 円です。

※市内の動物病院では手続きを一括して行えます。

○犬の新規登録・死亡・住所変更などによる届け出は、市役所環境政策課若しくは各支所地域振興室・産業建設室で随時受付けています。変更などがあればすみやかに届け出てください。

届出例：新規登録・死亡・住所変更・飼い主の変更・など

日時・場所は裏面をご覧ください。

令和 7 年度**犬の登録・狂犬病予防集合注射**日程表

月 日	地 区	会 場 と 時 間
5 月 23 日 (金) 片山 獣医師	黒 目	黒目八幡神社前 9 : 00～ 9 : 05
		黒目自治振興会館 9 : 10～ 9 : 15
	亀 谷	原 谷 集 会 所 9 : 20～9 : 25
		竹 の 下 集 会 所 9 : 40～9 : 45
	五 箇	万 田 集 会 所 9 : 55～10 : 00
	中領家	中 領 家 集 会 所 10 : 10～10 : 25
	下領家	庚 申 集 会 所 10 : 35～10 : 40
	稲 草	上市自治振興会館 10 : 45～10 : 50
		毘 沙 門 橋 入 口 10 : 55～11 : 00
		馬 場 川 平 橋 入 口 11 : 05～11 : 10
	木 屋	良 集 会 所 11 : 15～11 : 20